平成２７年（フ）第５１８４号
東京都大田区仲六郷１丁目48―３　スカイコート蒲田Ⅳ104
債務者　浪川　雅行
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３４６号
東京都葛飾区東四つ木４丁目45―10―306
債務者　山田　　昇
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５０号
静岡市清水区松井町７番４号
債務者　栗田　正広
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３３号
東京都国分寺市東戸倉２丁目８番地４シティハイム・ラ・フルール103
債務者　新本　信明
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６１号
静岡市清水区村松１丁目４番36号　サンハイツ205号、旧住所静岡市清水区宮加三188番地の１　エルディム宮加三Ⅱ201号
債務者　浦崎　亜美
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１０号
横浜市中区末吉町４丁目73番地　コートＹＵ１401号室
債務者　杉山　　寛
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５号
愛知県豊橋市緑ケ丘１丁目14番地９　201
債務者　川島　和美
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前11時　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第６０号
長崎県佐世保市世知原町矢櫃244番地１　市営かじか住宅１番館203号室、前住所長崎県佐世保市世知原町矢櫃244番地
債務者　長津　宗則
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
長崎県佐世保市針尾中町1953番地10
債務者　前田　一真
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
長崎県佐世保市大黒町18番18号、前住所長崎県佐世保市若葉町30番57号
債務者　谷川　晶子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
長崎県佐世保市吉井町直谷1052番地６、前住所長崎県佐世保市吉井町直谷1052番地１
債務者　桑田かおり
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
長崎県佐世保市萩坂町884番地、前住所長崎県長崎市宝栄町６番34―202号
債務者　萩坂　広美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
長崎県佐世保市花高３丁目６番３―408号、前住所長崎県佐世保市中原町３番15号　コーポ中原201
債務者　江口　ゆか（旧姓鳥瀬）
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
愛知県豊川市小田渕町２丁目88番地の２、従前の住所愛知県豊川市美園１丁目３番地37
債務者　曽根　竜磨
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月24日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部